

地域を元気にするために まちづくりの**新拠点**を

日本は平成20年を境に人口減少が始まり、人類史上まれな速さで少子高齢化が進んでいます。市も同様の波が押し寄せていることから、このままでは地域の活力が減退してしまうと考え、地域と協働でまちづくりの新拠点を構える「地域が元気なまちづくり推進構想」を策定しました。今月号では、この構想に基づき設置する新たな自治の拠点、コミュニティセンター（通称コミセン）のあらましを紹介します。



田山



舘市



細野



畑



五日市



荒屋



浅沢



松尾



平舘



寺田



田頭



大更

地域活力の基礎となる人口が減少

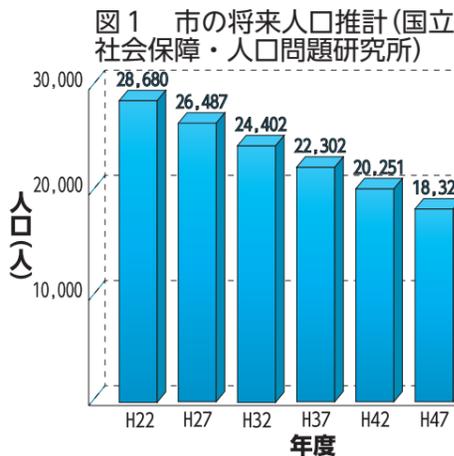
市は、合併したことによって地域の活力が失われることがないよう、地域が考え、地域が実行する「協働のまちづくり」を平成19年から推進してきました。

これまで、地域の花植栽や公園の環境整備、イベント開催や地域資源学習など、6年間で総数562件の事業に約7千9百万円が活用され、地域活性化の一助として定着。多くの成果が上がり、好評をいただいています。

この事業は、これまで地域の声に添えて何度か補助要件の見直しなどを行ってきましたが、持続可能な地域づくりを行うには、この事業だけでは限界があることが明らかになってきました。

国立社会保障・人口問題研究所では、国勢調査を基にした将来人口の予測を定期的に発表しています。下のグラフ(図1)は、22年に行われた国勢調査を基に作成された市の将来人口推計です。

これによると、市の人口は減少し続けることが予測されています。市の人口は、昭和35年の5万3805人をピークに減少傾向が続いていますが、今から1年後の平成27年には



その半分以下となる2万6487人に、そして、16年後の平成42年には、2万人を割り込む寸前になると推計されています。

さらに、26年後の平成52年には、22年の57.4%となる1万6465人となり、最盛期の3割程度にまで人口が落ち込むことが見込まれており、このままでは地域活力の維持に極めて重大な影響を及ぼすと考えられます。

まちづくりは、右下の図2に掲げた「自助」「共助」「公助」の3つに区分できるといわれています。この3区分のうち、最も重要な

が身近な単位で行われる「共助」です。これには、地域のコミュニティが不可欠ですが、上のグラフ(図1)にも示すように、地域の人口は、どんどん減っていくと見込まれています。コミュニティの基礎は人です。その人がいなくなってしまうと、コミュニティの活力が失われてしまうことは明らかです。

この活力減退を防ぐために検討を重ね、一つの結論に至りました。それが今回お示しする、「コミュニティセンターを地域につくろう」というものです。

公民館を地域の元気づくり拠点に

協働のまちづくりを進めるため、平成18年から、各地域に由来からあるコミュニティを単位として、左の表1のように12の地域振興協議会が設立されています。

この協議会の体制を強化することで、さらに小さな自治会などの基礎的コミュニティの活動を支援する中間共同体としての役割や、自治会よりも広域な目線からの地域づくりを行う「共助」の基盤が強化できると考えられます。

市は、この地域振興協議会と同じ

図2 自助・共助・公助の内容と一例



単位で、地区に公民館を設置しています。公民館は、昭和20年代から、主に成人に対する社会教育の実践の場として全国に整備されてきたものですが、これに「地域活動の拠点」という位置付けを新たに追加します。

これまで行われてきた生涯学習・スポーツ事業に加え、「地域づくり活動を行う場」とし、地域振興協議会が雇用する職員がそこで中心的な役割を担当。公民館という名称についても、コミュニティセンター(通称「コミセン」と改めます。

「コミセン」になると何が変わるのか

それでは、公民館がコミセンに変わると、何が、どのように変わるのでしょうか。

第一に挙げられるのは、管理運営の主体が地域振興協議会に変わるということです。市は、指定管理という制度によって、各地の地域振興協議会にコミセンの管理運営を任せます。任された地域振興協議会は、これまで公民館で行ってきた生涯学習事業を主体的に企画・立案することになることから、これまで以上に地域住民の意向に沿った事業が展開されると期待できます。

また、会議室などの貸し出し業務も、指定管理を受けた地域振興協議会が受け付けを行います。予約などの方法は、基本的にこれまでと変わりません。利用する市民の皆さんにとって、何ら不便になるところはなく、生涯学習や体育事業などがこれまで以上に地域ニーズを取り入れたものに変わります。

こうした仕事を行うためには、専任の職員を雇用しなければなりません。コミセンには事務局を置き、地域振興協議会が採用した職員が従事します。地域に採用された職員が、地域のことを専門に行うことになり

ます。地域に精通した人材を、地域が雇うことになり、これまで行ってきた協働のまちづくりの枠組みに留まらない、より幅広い取り組みを行えるようになることが期待できます。

このように、地域のことを専門に考えるという体制を取ることができるようになり、地域の「共助」をより大きな視点から考える事務局を地域に置くことができます。

「コミセン」を中心に共助の基盤づくり

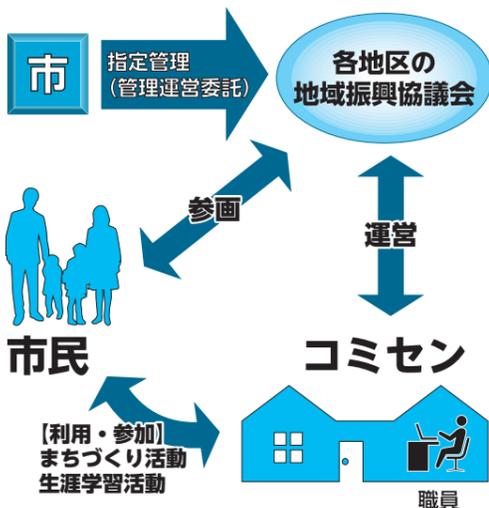
コミセンは、下の図3のような体制で仕事を行うこととなります。市が各地区の地域振興協議会を指定管理者とし、コミセンの管理運営を任せ、地域の皆さんは振興協議会へ参画することで、地域の「共助」を支える基盤を形づくるすることができます。コミセンと地域振興協議会だけでは、共助も自治も成り立ちません。最も重要なのは、地域の皆さんのコミュニティへの参画です。

人口減少時代のコミュニティは、どうしても活力が不足しがちです。そうした中でも地域の課題を解決していかなければなりません。「人や

表1 地域振興協議会と公民館・コミュニティセンターの名称

地域振興協議会	現在の公民館 コミュニティセンター名称
活気あふれる大更を創る会	大更公民館 大更コミュニティセンター
八幡平市田頭地域振興協議会	田頭公民館 田頭コミュニティセンター
八幡平市平館地域振興協議会	平館公民館 平館コミュニティセンター
八幡平市寺田地域振興協議会	寺田公民館 寺田コミュニティセンター
八幡平市松尾地区地域振興協議会	松尾地区公民館 松尾コミュニティセンター
細野地区振興協議会	細野公民館 細野コミュニティセンター
畑地区振興協議会	畑公民館 畑コミュニティセンター
荒屋地区振興協議会	若者センター 荒屋コミュニティセンター
五日市振興協議会	五日市公民館 五日市コミュニティセンター
八幡平市浅沢地域振興協議会	浅沢公民館 浅沢コミュニティセンター
田山地域振興協議会	田山公民館 田山コミュニティセンター
館市地区振興協議会	館市公民館 館市コミュニティセンター

図3 コミセンの管理運営体制



指定管理などで行うコミセンの仕事

地域振興協議会がコミセンを運営すると、大きくは左の図4に掲げる3つの業務を行うことになります。

図4の上段に挙げたコミュニティ事業は、これまでも各地域振興協議会が「協働によるまちづくり補助金」などを活用して行ってきた地域づくり活動に相当する仕事です。

図4の下段に挙げた2つの円に示す「生涯学習・スポーツ事業」「施設管理運営事業」が、今回の指定管理によって地域振興協議会が新たに

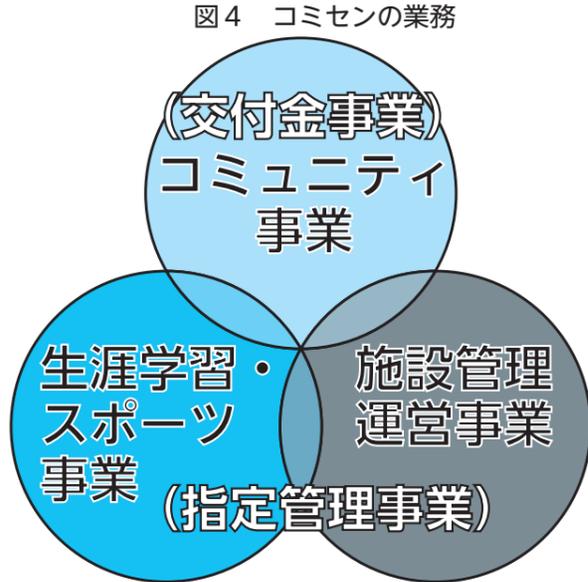


表2 生涯学習・スポーツ事業の区分

- ① 青少年事業
- ② 成人・女性事業
- ③ 高齢者事業
- ④ 芸術・文化
- ⑤ スポーツ

うことになる事業で、これまで公民館が行ってきた仕事です。

市は、この業務について、表2に掲げた5つの事業区分を網羅して、バランス良くさまざまな事業が開催されるよう基準を設けました。また、講座などの開催に当たっては、当面は企画や実施への応援を行い、円滑に実施できるよう環境を整えます。

こうした事業を実施するに当たり、4月から無理なく事業が実施できるよう、地域振興協議会が採用予定の事務局職員を、市が、25

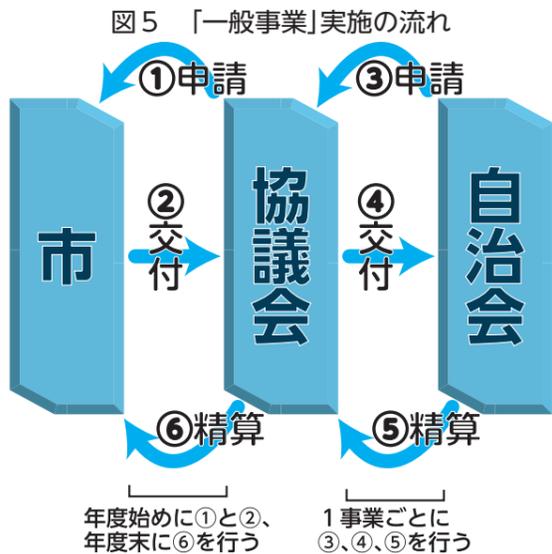
年10月から3月までの6カ月間、実際に管理運営することになる公民館に臨時職員として配属。事業の企画や実施などについての研修を行っています。

また、防火管理者など各種資格取得に必要な講習会や協働のまちづくりに関する講演会などに加え、指定管理者として行うことになる事務についての協議など、コミセン移行に向けてさまざまな準備を進めています。

「地域づくり一括交付金」を創設

市は、地域の活性化、住民の連携および行政との協働によるまちづくりを促進することを目的に、市民が自主的に行う公共性、公益性のある活動を推進するため、これまで「協働によるまちづくり補助金制度」を運用してきました。

コミセンがスタートすることで、地域の力は高まります。これを機に地域の裁量を大きくした、より自由で利便性が高いものにする事で、より一層の地域自治を推進するため、協働によるまちづくり補助金制度を大幅に見直しました。



地域づくり一括交付金事業は、地域振興協議会が独自に行う「一般事業」と、複数の地域振興協議会あるいは地域振興協議会とNPOが連携して行う「地域連携事業」の2種類があります。この事業について、それぞれ解説します。

地域で考える課題を機動的に解決できるように、これまでも市に対して1事業ごとに申請・交付・精算をするのではなく、上の図5に示したよう

地域づくり一括交付金でできること

に年度の事業計画に基づき、全体を一括で申請・交付・精算する制度に改めます。

実施する事業の採択、配分する事業費の額などは、すべて地域振興協議会の裁量で決めることができます。地域にとって何が必要なのか、

①公益性、②必要性、③発展性・継続性、④費用妥当性の4つの観点から事業を判断。各年度に配分される予算の範囲内で、自分たちで決定・実施することになります。年度内で、緊急に実施したい事業ができた場合にも、予算の範囲内で自由に変更することができるようになります。

新しい制度で行うことができる事業は、協働によるまちづくり補助金と大きく変わるところはありません。

まちづくり事業の対象は、①地域の活性化、②地域の安全、③福祉の充実、④生活環境の保全、⑤地域の伝統文化振興の5つを目的としたものです。ただし、住民の手で行われない事業や単なる設備整備や購入を目的とした事業、営利や政治・宗教に関するもの、公序良俗に反するものなどは、交付金の対象とはなりません。

表3 一般事業の対象経費となるもの

項目	内容	
報償費	地域外の講師への謝金	
旅費	研修の日帰り交通費実費など	
需用費	消耗品費	封筒・文具類など
	燃料費	下刈機の燃料代など
	印刷製本費	チラシ印刷、写真代など
	光熱水費	イベント会場の水道使用料など
	通信運搬費	事務用切手など
役務費	広告料	参加者募集用の広告など
	手数料	振り込み料、クリーニング代など
	保険料	イベント保険料など
委託料	危険作業や有資格者への委託料	
使用料・賃借料	イベント資機材、会場使用料	
備品購入費	協働事業の実施に不可欠な備品	
原材料費	公園整備に係る砂利、苗木など	

従来の協働によるまちづくり補助金との違いは、危険を伴う作業や有資格者以外にできない作業などを外部に委託することが可能になったことと、地域の共助事業実施に必要なものであれば、備品の購入を認めるよう基準を緩和した点です。一方で、食糧費およびこれに関連する経費については、一

公民館がコミュニティセンターに変わること、地域は、地域が本来持っている自治の機能を大幅に強化することができます。コミュニティセンターの事務局が、地域の事務局としての役割を果たしていくことで、地域における「共助」が、より効果を発揮できるようになることが期待できます。

「コミセンを中心に、地域を元気に」

地域にとって、いま何が一番必要なのか、最も良く知っているのは、その地域に住んでいる皆さんであることは言うまでもありません。市は、コミセンを中心に地域の自治を盛り上げることで、地域が元気になるよう、これからも応援していきます。詳しくは、企画総務部地域振興課(☎・内線1144)まで。

地域づくり一括交付金になることによる大きな変更点として、複数の地域振興協議会、または地域振興協議会とNPOが連携して行うものを対象とした「地域連携事業」を切対象外となりました。これらの見直しを行った結果、交付金の対象となる経費は、ページ左上の表3に掲げたとおりになりました。

協働によるまちづくり補助金の対象としてきた経費は、基本的に網羅されています。変更点は先述のとおりです。実施主体の裁量は、これまで以上に拡大しています。

新たに設けたことです。地域連携事業は、一般事業と同様に自ら企画・実施する①地域の活性化、②地域の安全、③福祉の充実、④生活環境の保全、⑤地域の伝統文化振興の5つを目的としたまちづくり事業に対して、1事業につき20万円を上限に、年100万円の範囲内で交付します。

複数の地域振興協議会に地域がまたがるような広域的に展開する事業や、地域のNPOと連携して行うような事業などが、交付の対象となります。

対象経費についても、表3に掲げた一般事業のものと同様ですが、複数の団体で実施するものがあることから、備品については対象としません。